

平成23年(ヨ)第82号 原発再稼働禁止仮処分命令申立事件  
債権者 辻義則 外45名  
債務者 日本原子力発電株式会社

主張書面

平成25年4月17日

大津地方裁判所 民事部保全係 御中

債権者ら訴訟代理人弁護士

井 戸 謙 一

同 吉 原 稔

同 吉 川 実

同 石 川 賢 治

同 向 川 さ ゆ り

同 石 田 達 也

同 永 芳 明

同 高 橋 陽 一

同 莽 立 明

同 脇 田 美智夫

同 渡 辺 輝 人

同 高 橋 典 明

弁護士井戸謙一復代理人

同 加 納 雄 二

本件仮処分事件も終盤を迎えたので、改めて、債権者らの主張の骨子を整理する。

## 第1 債権者らの主張の骨子（総論）

### 1 被保全権利

- (1) 生存権・人格権に基づく妨害予防請求権である。
- (2) 福島第一原発事故の原因を解明した上で、「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」「発電用原子炉視閲に関する耐震設計審査指針」「発電用軽水型原子炉施設に関する安全評価に関する審査指針」「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年6月15日通商産業省令第62号）」が改定され、改定後の安全審査指針類及び技術基準に適合したとする定期検査が完了するまでの間、敦賀原子力発電所1、2号機の再稼働を禁止しなければ、これらの原発で過酷事故が起こる可能性があり、債権者らの生存権、人格権が侵害される危険があること、これによって債権者らに生じる「著しい損害又は急迫の危険」を避けるためには、これらの原発の再稼働を禁止する必要があることを理由とする。

### 2 保全の必要性が認められるための過酷事故が起こる可能性

- (1) 仮の地位を定める仮処分命令は、「争いがある権利関係について債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるためこれを必要とするとき」に発することができる（民事保全法23条2項）。このように、仮の地位を定める仮処分命令を発令するためには、「保全の必要性」が認められることを必要とするが、これは、原発を運転することによって「著しい損害又は急迫の危険が生じる可能性」があること、言い換えれば、「過酷事故が起こる可能性」があることによって基礎づけられる。したがって、どの程度の可能性があれば、「保全の必要性」を肯認すべきかが問題となる。どれだけ手厚い安全対策をとっても、過酷事故の可能性をゼロにはできない、すなわち、少なくとも過酷事故が起こる抽象的可能性があることは原子力安全神話が崩壊した今、誰もが認めることであろう。しかるに我が国の国法上、原発を適法に運転できるという仕組みが作られていること、原発が我が国のエネルギー供給の一翼を担ってきたこと、債務者にも営業の自由があること等に鑑みれば、その原

発が適法な許認可を得て運転しているものである限りは、過酷事故が発生する抽象的な可能性があることを理由に、「保全の必要性」を肯認することは困難であろう。しかし、その原発が、適法な許認可すら得ていないのであれば、債権者らは、その原発のために、自分たちの生存権・人格権をいささかなりとも危険に曝すことを受忍すべき理由は存在しない。私たちは、福島第一原発の事故で、原発で過酷事故が起こったときに受ける被害の深刻さ、広範さ、永続性を目の当たりにした。未だに16万人の人たちが故郷に戻ることができず、避難しなかった人々は、低線量被ばくの不安にさいなまれながら生活を送っており、そのような生活は、これからも長期にわたって続くのである。しかも、原子力規制委員会が平成24年10月に公表した各原発ごとの放射能拡散シミュレーション試算結果によれば、敦賀原発で最悪の事故を想定した時は、滋賀県全域で深刻な被害が生じることは、平成24年11月19日付主張書面の第3で記載したとおりである。

(2) 本件各原発についてなされた経済産業大臣の設置許可は無効である。そのことは、平成24年8月31日付主張書面13～17頁で詳述した。なお、本件各原発の設置許可基準であった安全設計審査指針類が事実上失効していることの追加証拠として、班目春樹前原子力安全委員会委員長の証言を証拠として提出する(甲180)。ここで、班目前委員長は、安全設計審査指針が「奇怪」であり(144頁)、「明らかな間違い」であると明言し(145頁)、「日本は未だに1980年代の遅れた規制のままで」あったと指摘している(174頁)。

更に、本件各原発の運転に何らの公益性がないことも指摘しておきた。昨夏、我が国の原発のうち運転していたのは大飯3、4号機だけであった。しかし、我が国のエネルギー供給には全く支障がなかった。関西電力株式会社において、最も電力需要が多かった8月3日においても、大飯3、4号機の発電量を上回る余裕があった(甲181)。昨夏、電力供給のために大飯3、4号機を運転する必要はなかったのである。今後、再生可能エネルギーを使った発電方法の拡大、企業の自家発電設備の普及、独立系発電事業者(IPP)の業務の拡張等が見込めるから、来夏以降も、電力需要に応えるために原発を運転する必要はない。

以上のとおり、本件各原発は適法な許認可を受けておらず、これを運転することに公益性はなく、債務者にとっての経営上の必要があるのみである。本件各原発において、少なくとも抽象的な過酷事故の発生は否定できないのであるから、債権者らの「保全の必要性」が肯定されるべきである。

- (3) 仮に、過酷事故発生の抽象的可能性だけでは、「保全の必要性」を基礎づけるに足りないとしても、原発が備えるべき安全性は、「社会一般人が過酷事故の危険を現実のものとして認識してその発生に怯えながら生活する必要のない程度のもの」であることを要するというべきであり（平成24年4月12日付主張書面14～16頁参照），それを満たさない原発については、過酷事故発生について抽象的危険性に止まらない具体的危険性が認められるというべきであるから、その再稼働や運転を禁止する「保全の必要性」を肯認すべきである。
- (4) そして、原発が上記の安全性を満たしているというためには、地震や津波対策においては、「既往最大」、すなわち、人間が認識できる過去において生じた最大の地震、最大の津波を前提にした対策をとる必要があるというべきであり、事業者がその対策をとっていない以上、その原発について、過酷事故発生の具体的危険性があるというべきである。
- (5) なお、仮に「既往最大」論を取らなくても、本件各原発において過酷事故発生の具体的可能性があることは、これまで個別論点において、債権者が詳述してきたとおりである。

とりわけ、敦賀原発1、2号機は、平成18年9月19日に策定された新耐震設計審査指針に適合しているか否かのバックチェックが完了していない。新耐震設計審査指針に適合していることすら確認されていない原発を運転することが許されていいはずはない。

### 3 立証責任論

住民が電気事業者に対し、原発の運転（再稼働を含む）の禁止を求める民事訴訟（仮処分も含む）の立証責任については、平成24年8月31日付主張書面の第5（17頁以下）に記載したように分配されるべきである。そして、債権者らは、第2で記載する各論点について、過酷事故発生の可能性があることについて一応の立証をした。よって、債務

者が、債権者らが立証した事実にもかかわらず、本件各原発において過酷事故発生の可能性がないことを立証し得たか否かが本件の中心的争点である。裁判所におかれでは、厳正に審理判断されたい。

## 第2 個別論点

個別論点については、仮処分申請書、平成24年4月12日付、同年8月31日付、同年11月19日付、平成24年6月25日付主張書面の別紙、同年7月2日付主張書面、同年8月31日付、同年10月24日付、同年11月14日付、平成25年4月15日付各主張書面に記載したとおりである。

以上